

令和6年度練馬区ねりっこクラブ
運営業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

練馬区は、平成28年度より「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始し、すべての小学生に放課後や長期休業中の居場所を提供しています。

今回の運営業務委託事業者募集は、この「ねりっこクラブ」を実施するに当たり、現行の区立学童クラブやひろば事業の運営の良い面を継承していくことはもちろんのこと、児童や保護者の視点に立った運営を提供できる事業者を選定（プロポーザル方式）するため実施するものです。

2 業務概要

ねりっこクラブ運営業務の体系

ねりっこクラブ運営業務は、以下の体系で構成する。

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）（以下、「条例」という。）第3条の規定に基づき実施するねりっこクラブの円滑な運営を図る業務

条例第3条第1項第1号の規定に基づき実施するねりっこ学童クラブに関する業務

条例第3条第1項第3号の規定に基づき実施するねりっこひろばに関する業務

練馬区学童クラブ室活用型子育て支援事業実施要綱（平成24年4月1日24練教こ子第106号）（以下、「にこにこ実施要綱」という。）第3条第1項第1号の規定に基づき実施する子育て支援事業（以下「にこにこ」という。）に関する業務

条例第3条の規定に基づき実施するねりっこクラブの円滑な運営を図る業務

別紙1-1「ねりっこクラブの円滑な運営を図る業務の細目」をご確認ください。

条例第3条第1項第1号の規定に基づき実施するねりっこ学童クラブに関する業務

開所時間等

曜日		基本開所時間	通常保育時間	延長保育時間
平日 (月～金曜)	授業日	午前9時30分から 午後6時まで	放課後から 午後6時まで	午後6時から午後7時まで
	休業日	午前9時から 午後6時まで	午前9時から 午後6時まで	午前8時から午前9時まで 午後6時から午後7時まで
土曜	授業日	午前9時から 午後5時まで	放課後から 午後5時まで	午後5時から午後7時まで
	休業日	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午前8時から午前9時まで 午後5時から午後7時まで

休業日

ねりっこ学童クラブの休業日はつぎのとおりです。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日

ウ 1 月 2 日、同月 3 日および 12 月 29 日から同月 31 日まで

運営基準および保育・指導

運営については、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成 27 年 3 月練馬区条例第 27 号）に基づき実施します。また、保育および指導は、練馬区立学童クラブ支援方針（平成 2 年 3 月 26 日練児児発第 1841 号）および区の通知・研修に基づき実施します。

その他

別紙 1 - 2 「ねりっこ学童クラブに関する業務の細目」をご確認ください。

条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき実施するねりっこひろばに関する業務

実施時間

区分		実施時間
平日 (月～金曜)	授業日	放課後から午後 5 時まで()
	休業日	午前 9 時から午後 5 時まで
土曜	授業日	放課後から午後 5 時まで()

冬期の終了時間については、区および小学校、学校応援団と協議の上、決定します。

休業日

ねりっこ学童クラブ休業日に加え、つぎの日をねりっこひろば休業日とします。

ア 土曜日（実施校の授業日を除く。）

イ 実施校の開校記念日

ウ 都民の日条例（昭和 27 年東京都条例第 75 号）に規定する都民の日

事業内容

練馬区ねりっこクラブ運営要綱（平成 27 年 10 月 28 日 27 練教こ子第 10113 号）第 3 条 2 項および区の通知・研修等に基づき実施します。

また、ねりっこひろばの実施日、実施時間においては、原則、校庭開放事業実施要綱（平成 23 年 5 月 23 日 23 練教生生第 738 号）および図書館開放事業実施要綱（平成 23 年 5 月 23 日 23 練教生生第 738 号）に定める開放事業を併せて実施します。

なお、開放事業実施の詳細については、年度ごとに区および学校応援団と協議するものとします。

その他

別紙 1 - 3 「ねりっこひろばに関する業務の細目」をご確認ください。

にここに実施要綱第3条第1項第1号の規定に基づき実施するにここにこの業務
実施日時

実施日は、ねりっこ学童クラブの開所する日の、月曜日から金曜日までのうち週4
回を基本とし、時間は、午前10時から正午までとします。ただし、学校休業日を除き
ます。

事業内容

事業については、にここに実施要綱に基づき実施します。

その他

本事業実施に当たり、積極的に周知等を行い、利用の拡大に努めてください。

その他、練馬区ねりっこクラブの運営に関し区が必要と認める業務

施設、付属設備および物品の日常的な維持管理に関する業務

別紙1-4「施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務」の細目をご確認く
ださい。

前記のほか、練馬区ねりっこクラブの運営に関し区が必要と認める業務

なお、前記に規定する業務のほか、別紙1-5「ねりっこクラブの運営に係る基本的業務」
についても実施するものとします。また、受託事業者は関連法令、条例および区の通知・マ
ニュアル等を遵守するようにしてください。

3 職員の配置および資格要件等

別紙1-6「ねりっこクラブにおける職員配置および資格要件」および、別紙1-7「職
員配置表（最低基準）」をご確認ください。

4 参加資格

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（以下「一都三県」という。）において、学童クラ
ブや幼稚園等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）または学校教育法（昭和22年法
律第26号）に基づく施設もしくは事業を自ら運営、または受託事業として運営している
法人。

本件の受託が決定した場合に、つぎに示す契約を受託し、運営できる法人。

開設準備委託

新規委託校を受託する場合は、令和6年12月から令和7年3月の期間、再公募校を
受託する場合は、令和7年1月から令和7年3月の期間、事業開始に向けた開設準備
委託契約を締結します。ただし、令和6年度に再公募校で実施する学童クラブおよび
ひろばの委託契約を現に受託している者が、当該校の本業務委託を受託した場合を除
きます。

ねりっこプラス

ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

受託決定したねりっこ学童クラブの利用定員と入会申請児童数との差分が5人以下となった時点で、別途単年度の契約を締結します。

事業概要および仕様書・仕様細目については参考1-1から1-5を参照してください。

障害児受入等保育業務

ねりっこ学童クラブにおける障害児受入等については、別途単年度の単価契約を締結します。

仕様書については、参考2を参照してください。

5 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税（地方法人特別税を含む。）法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

6 募集概要

募集する事業

・新規委託校

令和7年度から新たに校内でねりっこクラブを開始する学校でのねりっこクラブの運営業務委託。

練馬区光和小ねりっこクラブ

練馬区橋戸小ねりっこクラブ

・再公募校

令和6年度現在、既に校内でねりっこ学童クラブとねりっこひろばの運営を個別に実施していて、令和7年度から一体的な運営を開始する学校でのねりっこクラブの運営業務委託。

練馬区開進第四小ねりっこクラブ

練馬区練馬第二小ねりっこクラブ

練馬区旭町小ねりっこクラブ

練馬区南が丘小ねりっこクラブ

今回の募集に関して、各小学校、各学童クラブ、各学校応援団など、関係機関への直接の連絡または訪問はご遠慮ください。また、近隣区民へも同様です。

各ねりっこクラブの詳細は、別紙2「ねりっこクラブ概要」をご確認ください。

業務委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

7 選定の日程、説明会等

委託事業者募集から決定までの日程

募集要領の公表 質問受付開始	令和6年7月1日(月)
質問受付締切 募集説明会申込締切	令和6年7月9日(火) 午後5時まで
募集説明会	令和6年7月11日(木) 午前10時から午前11時30分まで
施設見学会	令和6年7月11日(木)、12日(金)、16日(火) 詳細は をご確認ください。
応募書類の受付	令和6年7月24日(水)～7月31日(水) 午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日を除く)
書類による一次審査、結果通知送付 二次審査開催通知送付	令和6年8月上旬～中旬
実地調査	令和6年8月中旬～下旬
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年8月下旬～9月上旬
選定結果通知送付(予定)	令和6年10月中旬

質問の受付

受付期間

令和6年7月1日(月)から7月9日(火) 午後5時まで

受付方法

別紙3「練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者募集要項に関する質問票」に簡潔に記入の上、メールで15「問合せ先」に提出してください。電話での問い合わせはご遠慮ください。

回答方法

応募予定事業者へ7月11日(木)以降に一括して電子メールで回答します。

募集説明会の実施

本プロポーザルへの参加要件です。本説明会に出席されていない事業者の提案は無効とさせていただきます。

本プロポーザルへの参加を検討する事業者は、【令和6年7月9日(火)午後5時】までに15「問合せ先」へご連絡ください。

開催日時

令和6年7月11日(木) 午前10時から午前11時30分まで

開催場所

練馬区役所本庁舎地下2階 多目的会議室

注意事項

区役所への来庁には公共交通機関をご利用ください。

施設見学会の実施(計3日間実施)

希望する事業者を対象に今回募集対象施設の見学会(任意)を行います。事前の申し込みが必要です。募集説明会への参加連絡の際に合わせてお申し込みください。なお、参加希望事業者がなかったものについては実施しません。

施設見学会1日目 7月11日(木)

学校名	開催日時	所在地
橋戸小学校	午後1時40分から 午後2時30分まで	練馬区大泉町二丁目11番25号
光和小学校	午後3時から 午後3時50分まで	練馬区石神井町二丁目16番34号

施設見学会2日目 7月12日(金)

学校名	開催日時	所在地
旭町小学校	午前9時30分から 午前10時10分まで	練馬区旭町二丁目29番1号
開進第四小学校	午前10時55分から 午前11時45分まで	練馬区羽沢二丁目33番1号

施設見学会 3日目 7月16日(火)

学校名	開催日時	所在地
練馬第二小学校	午前9時30分から 午前10時10分まで	練馬区貫井二丁目31番13号
南が丘小学校	午前10時55分から 午前11時45分まで	練馬区南田中二丁目13番1号

各回とも、駐車場はありません。公共交通機関をご利用の上、お越してください。

参加者は、各回1事業者につき2名までとします。

施設内部においては写真等の撮影は不可とします。

上履きはお手数ですがご持参ください。

8 応募方法

【令和6年7月23日(火)午後5時】までに事前に15「問合せ先」へ必ず連絡の上、指定された受付日・時間に応募書類を持参してください。

申請の方法

提出書類

別紙4「練馬区ねりっこクラブ運営業務委託応募申請書類提出一覧」のとおり。

提出書類は、別紙5「提出書類内容について」に記載の内容をよく確認の上、作成してください。

受付期間

令和6年7月24日(水)から令和6年7月31日(水)までの平日

午前9時から午後5時まで

例年多数の応募があるため、事前連絡の際にあらかじめ受付日時・時間帯を指定させていただきます。

受付場所

練馬区役所本庁舎10階

練馬区教育委員会事務局こども家庭部 会議室

提出方法

別紙4に記載の部数、体裁、記録媒体等を整え、受付場所に持参し、直接提出してください。これ以外の方法は認めません。

ア 紙媒体の提出

提出部数は、別紙4に示す「応募書類」は正本1部・副本1部を、「応募書類」は正本1部・副本9部を提出してください(「応募書類」と「応募書類」はそれぞれ別ファイルに綴じてください。)。

書類一式はA4サイズで作成し、別紙4の順番にリングファイル等縦左2穴あけで綴り、表紙および背表紙に事業者名等を記入してください。また、各書類にはインデックスをつけてください。なお、企画書の様式や使用するフォントは任意とし、制限枚数はありません。

イ 電子媒体の提出

「応募書類」および「応募書類」の各データを CD-R または DVD-R に格納し、1部提出してください。なお、各様式のデータについては、PDF 形式と元のファイル形式のいずれも格納してご提出ください。

なお、複数の小学校に応募する場合は、フォルダ分け等によりどの小学校の提出書類かがわかるようにしたうえで、1枚にまとめてご提出いただいて構いません。

追加書類の提出

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼することがあります。

応募申請可能数

複数のねりっこクラブに応募申請することが可能ですが、今回の募集の中で受託できるねりっこクラブは、原則として最大2校(うち、新規委託校は最大1校)までとなります。ただし、令和6年度に再公募校で実施する学童クラブおよびひろばの委託契約を現に受託している者が、当該校の本業務委託を受託した場合は、当該校を除く2校まで受託することができます。

9 選定の方法

受託候補者の選定

受託候補者は、区が設置するねりっこクラブ運營業務委託事業者選定委員会で、企画提案書およびその他必要な事項を審査して決定します。

プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提出された書類等に基づき、プレゼンテーションおよびヒアリングを行います。日程等の詳細は別途連絡します。なお、プレゼンテーションでは、ねりっこクラブの運営責任者予定者にヒアリングも行うため、運営責任者予定者はプレゼンテーションに参加してください。

なお、新規委託校および再公募校ごとに応募多数の場合、書類による一次審査により、実地調査、二次審査のプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する事業者をそれぞれ12社程度に選定します。

実地調査の実施

応募事業者が実施している学童クラブ等の運営状況について実地調査を行います。日程等の詳細は別途連絡します。なお、実地調査の対象施設は区が指定します。

評価項目・評価基準

別紙6「練馬区ねりっこクラブ運營業務委託事業者選定評価項目・評価基準」のとおりとします。

結果の通知

選定結果については、応募したすべての団体に文書で通知します。また、選定情報の公開については、別紙7「運營業務委託事業者の募集・選定情報に係る情報公開基準」によります。審査内容、選定理由についての個別の問い合わせにはお答えできません。

10 開設準備委託

区では、運營業務委託を円滑に実施できるように、開設準備委託の期間を設けます。開設準備委託については、区と協議の上、作成した準備計画に基づき従事するものとします。

委託期間

新規委託校	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで(4か月)
再公募校	令和7年1月1日から令和7年3月31日まで(3か月)

従事する職員

従事者	新規委託校	再公募校
運営責任者となる予定の職員(1名)	令和6年12月から 令和7年3月	令和7年1月から 令和7年3月
ねりっこ学童クラブ主任となる予定の職員(1名)	令和7年1月から 令和7年3月	令和7年2月から 令和7年3月
運營業務委託に従事予定のその他の職員	必要に応じて、順次追加配置	

経費

区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定めます。

11 委託契約の締結

委託業務の詳細な内容を決定後、受託候補者を委託事業者として、本件運營業務委託契約を締結します。

区は、委託事業者から提出された応募時の企画書・予算計画書および契約締結までの間に示された見積書等に基づき、区と事業者で協議の上、区の予算の範囲内において委託料を定めます。委託料は概算払で支払い、年度末に精算します。

委託事業者は委託料の執行にあたり、帳簿・領収書等の経理関係書類を適正に作成・管理することとします。

税法の改正により消費税等の税率が引上げられ、当該契約において、引上げ後の消費税率が適用される場合には、改正以降における消費税および地方消費税相当額は、引上げ後の税率により計算します。

委託契約の締結に合わせて、障害児受入等保育業務の契約を締結します。また、ねりっこ学童クラブの入会申請が受入児童数から5名を引いた数を超えた時点で、ねりっこプラスの契約を締結します。

12 再委託の禁止

本事業の全部または一部を再委託することはできません。ただし、区が承認した業務については、この限りではありません。

13 応募書類・審査に関する情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に関しては別紙7「運営業務委託事業者の募集・選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとします。

14 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。

提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。この場合、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者とすることができるものとします。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。

本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。

本要項に定めのない事項および本要項に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

15 問合せ先

練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課放課後対策第二係

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03-5984-1078（直通、平日午前9時から午後5時まで）

FAX 03-5984-1220

E-mail KOSODATE10@city.nerima.tokyo.jp